

環境カウンセラー制度の推進方策について

平成 1 5 年 6 月

環境カウンセラー登録制度に係る検討会

はじめに

今日の環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、国民、民間団体、事業者、行政等、社会を構成するあらゆる主体によって、環境保全のための自主的、自発的な取り組みが進められることが不可欠である。

各主体による環境保全活動の促進を図るための具体的な支援方策のひとつとして、環境に関する専門的な知識と豊富な経験を有し、その知識や経験を活かして環境保全活動に関連する助言・指導や自主的な活動を展開していく意欲のある人材を確保し、これを顕在化することが必要である。このため、環境庁（当時）では環境保全活動に関する知識の付与並びに環境保全活動に関する助言又は指導（以下「環境カウンセリング」という）を行うことを希望する者のうち、適切な能力・識見を有する者として広く国民に対し推奨すべき人材を登録し、その情報を提供する「環境カウンセラー登録制度」を平成８年度に創設し、平成１５年度には３千名を超える人材を登録するに至った。

この制度の創設により、環境保全活動に取り組もうとする各主体にとっては、環境保全活動に関する的確な助言・指導を行い得る人材に相談することが容易となり、実際に、全国各地で、環境カウンセリングを受けながら様々な環境保全活動が行われる例が増加している。

さらに、環境カウンセリングにとどまらず、他の環境カウンセラーや環境保全活動を担う主体と連携しつつ、環境保全活動を様々な方法で自発的に展開している環境カウンセラーも多い。環境カウンセラー制度の推進のためには、このように個々の環境カウンセラーが自ら積極的に活動を拡げていくことが不可欠である。

しかし一方で、現状として実際の活動に結びついていない環境カウンセラーもあり、また、当初は想定していなかった制度運営上の問題が明らかになってきていることから、中央環境審議会の「環境保全活動の活性化方策について（中間答申）」（平成１４年１２月１７日）では、自主的な環境保全活動の活性化のためには人材の育成が重要であるとした上で、環境カウンセラー制度については「現行の研修・更新の考え方を、活動実績が評価されるような仕組みに改善することを検討すべきである。」という提言が行われた。このような状況から、ここで本制度について見直しを行う時期に至っていると考えられる。

平成１５年４月に環境省総合環境政策局に設置された本検討会においては、環境カウンセラー制度の現状と環境カウンセラーに期待されている役割を整理した上で、制度の問題点や課題を明らかにするとともに、それらの解決を図り、制度を一層推進していくための具体的方策について検討した。その結果、一定の結論を得たので、ここに報告するものである。

平成１５年６月

環境カウンセラー登録制度に係る検討会
座長 木原 啓吉

【 目 次 】

1 . 環境カウンセラー制度等の現状.....	1
2 . 環境カウンセラーに期待されている役割	1
3 . 環境カウンセラー制度の問題点.....	2
(1) 制度や活動内容に対する理解の不足.....	2
(2) 活動の場・機会の不足	2
(3) 活動の状況把握と実績評価の仕組みの欠如.....	3
(4) 活動のための資質・能力等を向上させる仕組みの不足	3
4 . 環境カウンセラー制度を推進するための具体的方策.....	4
(1) 制度や活動内容に対する理解の向上.....	4
環境カウンセラー制度の普及・広報の拡充	
個々の環境カウンセラーの活動の普及・広報の拡充	
(2) 活動の場・機会の拡大	5
各事業におけるより積極的な活用	
学校・教育委員会や関係省庁、地方自治体等との連携	
(3) 活動の状況把握と評価の仕組みの構築	6
活動の状況把握	
活動の実績評価	
(4) 活動のための資質・能力等を向上させるための仕組みの構築	7
より効果的な研修の実施	
情報の積極的な提供・交流の仕組みの構築	
(5) その他の事項	8
5 . おわりに	8

1．環境カウンセラー制度等の現状

環境カウンセラーの登録者数については、平成8年度に制度が創設されて以来、毎年順調に増加し、現在3,097名（事業者部門1,994名、市民部門1,285名、うち両部門登録者182名）に達しているが、一方で環境カウンセラーが数名しかいない県もあるなど、地域的な偏りが見られる。

活動の内容については、近年、地域において、NPO等（本報告書では公益的な活動を行う組織・団体を広く指す）の行う環境保全活動が活発化したり、学校において「総合的な学習の時間」が導入されるなど、環境保全活動に対して助言・指導する人材の必要性すなわち環境カウンセラーに対するニーズは益々増加していることから、登録された環境カウンセラーの多くは、市民や事業者からの依頼に基づき、環境教育・環境学習の指導・協力や、環境活動評価プログラム等の指導等、各主体による自発的な環境保全活動を支援するとともに、自らが中心となって活動を企画、実践したり、各主体間のコーディネートを行うなど、環境保全活動の促進に大きく貢献している。

しかし、そのような場で活躍する環境カウンセラーが見られる一方で、意欲はあるが、環境カウンセリングの依頼が少なく、また自ら積極的に活動しようとしても活動の場や機会が見つからないなどの理由で、なかなか具体的な活動に結びついていない環境カウンセラーも見られる。

また、環境カウンセラー個人個人としての活動のほかに、環境カウンセラー同士が協力しあって活動する動きも広まっている。地域の環境カウンセラーの有志で構成された任意の団体（環境カウンセラー協（議）会等、以下「協（議）会」という）が、平成9年度に3団体結成されたことを皮切りに、現在全国で40団体が設立されている。協（議）会では、活動内容に差はあるが、情報交換や研修、制度の普及・啓発など環境カウンセラーの個々の活動を促進するための様々な活動が行われており、NPO法人（特定非営利活動法人）として認証を受けているものも現在9団体ある。

制度の運用面については、環境カウンセラーの登録者数が3千名を超え、今後も継続的な増加が見込まれる中で、環境省本省において個々の環境カウンセラーの地域における活動状況を踏まえたきめの細かい制度運営を行うことは、次第に難しい状況になっている。

一方、環境庁から環境省に昇格した平成13年の10月、全国9ヶ所に環境省の地方環境対策調査官事務所（以下「地方調査官事務所」という）が設置され、ブロック内における環境情報の収集や発信、関係機関、団体等との情報の交流等の業務を行っており、環境カウンセラーにその支援業務を依頼している例も見られる。

2．環境カウンセラーに期待されている役割

制度創設当初から、環境カウンセラーには、持続可能な社会の構築に向け、市民、事業者等の各主体による環境保全に関連する様々な取組を一層促進していくことを目的とした環境カウンセリングや、自主的な活動の企画・実践、各主体間のパートナーシップの形成等の役割が期待されている。

特に近年、環境保全活動を地域から盛り上げていこうという社会気運が広がりつつあり、これらの活動を支える多くの人材育成制度の中でも、環境省による全国的な制度である環境カウンセラーに対する期待は大きくなっている。

このため、環境カウンセラーには、環境カウンセリングのみならず、地域の環境問題の把握・分析や環境保全活動の企画・実践、普及・啓発、あるいは活動団体の立ち上げ・運営、主体間のコーディネート等のより幅広い役割を自発的積極的に果たしていくことが、従来にも増して期待されている。

3. 環境カウンセラー制度の問題点

2で述べたように環境カウンセラーに対する期待は増しているものの、十分な活動に結びついていない環境カウンセラーも少なくない。その原因となっていると考えられる問題点を以下の4点に整理した。

(1) 制度や活動内容に対する理解の不足

環境省では、環境カウンセラー制度の周知のため、環境カウンセラーのホームページやパンフレットの作成、地方自治体への情報提供等により環境カウンセラー制度の普及・広報を行っている。また、環境カウンセラー自ら地域に働きかけてその活動を広げたり、協(議)会においてもその周知を図っている。

しかし、活動の場として期待される学校、企業や地域社会等実際の活動の現場にまで情報が行きわたっているとはいえず、環境カウンセラー制度の知名度は必ずしも上がっていない。また、制度の趣旨についても十分伝わっていない場合が多く、制度が十分に機能している状況には至っていない。企業等に所属する環境カウンセラーについては、所属企業等の環境カウンセラー制度に対する理解が少ないため、所属企業等で主体的に活動を行ったり、所属企業等を離れて、積極的に活動を広げていくことが難しい場合も見られる。

さらに、環境カウンセラー登録簿の情報内容が活動分野や登録前の経歴等に限られており、個々の環境カウンセラーの活動内容についての最新かつ詳細な情報が提供されていないため、個々の環境カウンセラーの具体的な活動状況が十分に知られておらず、環境カウンセラー制度全体の理解の不足につながっている。

なお、環境カウンセリングの費用については、依頼者と環境カウンセラーとが相談して決めることとなっているが、その点が十分に周知されていないため、依頼者が環境カウンセラーへの依頼をためらったり、依頼後に実費や謝金の扱いを巡って、混乱が起きたりする例も一部で見られる。

(2) 活動の場・機会の不足

環境カウンセラーの多くは環境保全活動の促進に貢献したいという思いを有しているが、現状では市民や企業からの依頼は必ずしも多くはなく、依頼を待っているだけでは十分な活動の場・機会を得られていない。

また、学校での環境教育・環境学習への協力や地方自治体との連携など活動

の場・機会を自ら開発しようとしても、(1)で指摘したような理解の不足もあり、環境カウンセラー個人による働きかけのみでは限界がある場合が多い。環境省では環境活動評価プログラム(エコアクション21)の普及等に環境カウンセラーの活用を図っているが、十分な活動の場・機会が提供されているという状況には至っていない。

一方、地方自治体が独自に設けている環境アドバイザーなどの人材制度は、地域の活動の活性化に寄与しているが、環境カウンセラー制度との連携が必ずしも十分に図られていない場合がある。

(3) 活動の状況把握と実績評価の仕組みの欠如

現在の仕組みでは、市民や事業者等からの環境コンサルティングの依頼は直接環境カウンセラーに申し込むこととされており、制度の運営主体である環境省は、個々の環境カウンセラーの活動状況について自発的な活動も含め把握する仕組みとはなっていない。

このため、どのような活動が地域で展開されているのかを十分に把握できていないことから、具体的な活動実績を踏まえた情報提供ができなかったり、効果的な研修等の支援策を講じることができない等の問題点が生じている。

また、環境カウンセラーの活動実績を適切に評価する仕組みがないために、モデルとなるような優良な活動事例であっても他へ波及されないままとなっている。

さらに、全く活動を行っていない環境カウンセラーも、3年に一度の研修修了のみが更新要件となっていることから、活動を行ってなくても研修を修了すれば登録が更新できる仕組みとなっている。

(4) 活動のための資質・能力等を向上させる仕組みの不足

環境省では、環境カウンセラーの資質・能力等の向上を図るため研修を実施しているが、登録者数は年々増加しており、また、様々なレベルの環境カウンセラーの混在により、個々の環境カウンセラーのニーズに応じた研修を行うことが次第に困難となっている。

また、研修の開催地や回数が限られているため、交通費や日程調整等参加する環境カウンセラーにかなりの負担となる場合がある。

さらに、環境カウンセラーとして活発な活動を行っているにもかかわらず、研修を受けられなかった場合には更新ができないことも問題と考えられる。また、研修修了のみが更新の要件となっていることから、登録更新の年に研修を受ければよいといった認識に傾きがちとなり、この場合、新規登録から初めての研修を受講するまで時間が空いてしまい、早期の資質・能力等の向上が図られないこととなる。

加えて、より良い活動を行うためには、環境行政や専門分野の最新情報、他の環境カウンセラーの成功例、先進事例等が大変重要であるが、それらの情報を把握し定期的に提供する仕組みも整っていない。

4. 環境カウンセラー制度を推進するための具体的方策

3で述べた現行の環境カウンセラー制度のそれぞれの問題点に対し、それを改善するための具体的方策として以下のものが考えられる。

(1) 制度や活動内容に対する理解の向上

環境カウンセラー制度の普及・広報の拡充

環境カウンセラーについての理解を向上させるとともに、環境カウンセラーに期待される役割等制度の趣旨を理解してもらうことは、環境カウンセリングの依頼を増加させたり、環境カウンセラーの自発的な活動をしやすくする上で不可欠である。

このため、環境省のホームページや、パンフレット・関連図書等の各種広報媒体を活用し、環境カウンセラーに期待される役割など環境カウンセラー制度の普及・広報の拡充に努めるとともに、環境省が開催する会議等においてもその普及・広報を強化することが必要である。また、国（出先機関を含む）や、地方自治体、事業者団体等に対する普及・広報についても拡充に努めることが必要である。

地域レベルにおいても、地方調査官事務所等の出先機関を活用して、地方自治体や教育委員会、学校、民間団体、企業等の活動現場や、環境カウンセラーが所属する企業等に対する普及・広報の拡充に努めることが必要である。

さらに、環境カウンセラーが自ら率先して地域社会や所属する企業等へ働きかけたり、協（議）会による普及・広報活動を展開することも重要であり、環境カウンセラーや協（議）会に対する十分な資料や情報の提供が必要である。

他方、費用の問題については、環境カウンセラーの活動は環境保全活動に関する依頼・相談に自主的に応じたり、自発的な活動を展開していくものであるが、継続的に活動を行うためには、交通費等の活動のための実費や場合によっては謝金等を依頼者に負担してもらうことが必要と考えられる。状況に応じて様々なケースが考えられるため、具体的な金額設定については従来どおり環境カウンセラーと依頼者の間で相談して決めることが適当であるが、代表的な環境カウンセリング内容に対する実費や謝金等の一般的な額を、依頼を受ける前に個々の環境カウンセラーや協（議）会が設定できる場合は、例えば個々の環境カウンセラーが自らの登録情報の中で明示したり、協（議）会のホームページ等で明示することも有効と考えられる。

なお、環境省においては、パンフレットやホームページ等を通じて、依頼者に対して実費や謝金の負担が発生する可能性があること、具体的な額については依頼する環境カウンセラーと十分に相談して決めることについて、広く周知を図ることが必要である。

個々の環境カウンセラーの活動の普及・広報の拡充

環境カウンセリングに関する依頼の増加を図るためには、個々の環境カウンセラーの活動に関する情報の提供を拡充することが必要である。

このため、環境省のホームページに掲載している環境カウンセラーの登録簿の記載内容については、これまでの経歴等に加え、具体的な活動の最新情報を掲載し、毎年更新を図ることにより、依頼者が個々の環境カウンセラーの活動状況を十分把握できるようにするため、後述する活動実績報告書の掲載を検討することが必要である。これにより、環境カウンセラーに関する問い合わせや依頼を受けた際も、活動状況等を踏まえた適切な事例の紹介等を行うことが可能となる。

また、先進的な活動事例や成功例を積極的に普及・広報することも有効であり、そのための方法を検討することも必要である。

(2) 活動の場・機会の拡大

各事業におけるより積極的な活用

環境カウンセラーの活動は、環境カウンセリングや自発的な活動が中心となるが、国等の事業に環境カウンセラーを活用することは、活動の場や機会を拡大するばかりでなく制度の理解や資質の向上にも繋がるため、これを積極的に進めることが必要と考えられる。

このため、環境省においては、エコアクション21の普及や化学物質アドバイザー制度、環境教育指導者育成事業等の各種事業への環境カウンセラーや協(議)会の活用、主催する講演会での講師等としての活用をさらに拡充していくことが必要である。

また、地方調査官事務所においては、現在地域の環境カウンセラーに市民からの相談業務等の支援を依頼しているが、このような地方調査官事務所における環境カウンセラーの活用や地方調査官事務所と環境カウンセラーとの連携についても、さらに拡大していくことが必要である。

学校・教育委員会や関係省庁、地方自治体等との連携

環境カウンセラーの活動の場や機会の拡大のためには、地域において活動が期待される学校や地方自治体の事業等で環境カウンセラーが活用される方を検討することが必要と考えられる。

このため、学校における「総合的な学習の時間」、関係省庁の環境保全関連事業や、地方自治体の開催する市民向けの講演会や講座等において環境カウンセラーが活用されるよう、文部科学省や経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁や地方自治体に対する働きかけを強化することが必要である。

また、地方調査官事務所においても、学校や教育委員会、地方自治体等への働きかけや仲介を行うことが必要である。さらに、学校・教育委員会、地方自治体等との連携事業を積極的に企画し、そのコーディネーターやリーダー、又は助言者として環境カウンセラーを活用することも有効である。

なお、地方自治体独自の人材制度との連携を強化することも重要である。具体的には、地方自治体の人材制度で対応できる分野や地域に限りがある場合には、幅広い専門分野を有し、広域的な活動を行うことができる環境カウンセラーがそれを補完することが可能であることから、そのような場・機会における

環境カウンセラーの活用について、地方自治体への積極的な働きかけが必要である。また、環境カウンセラーの活動範囲と重複している分野については、環境カウンセラーもその人材制度に登録等されるよう調整を図ることが必要である。さらに、地方自治体独自の人材制度の下で活動する環境カウンセラーの場合については、活動の実績評価にあたって、その活動も環境カウンセラーとしての実績として評価していくことが適当である。

(3) 活動の状況把握と評価の仕組みの構築

活動の状況把握

環境カウンセラーの活動の状況を的確に把握し、その情報を環境カウンセリングの依頼者に提供したり、そこから得た情報を制度を推進するための各種施策に反映していくことが必要と考えられる。

このため、環境カウンセラーから毎年、活動実績報告書の提出を受ける等により、環境カウンセラーの活動状況を把握することが必要である。これにより、ホームページで公表している登録簿で閲覧できる環境カウンセラーの情報の充実や、活動実績を踏まえた効果的な普及・広報、先進的な活動事例の紹介・共有などの各種施策の構築や実施が可能となる。

この活動実績報告書の記載内容は、環境保全活動や研さん活動の実績の概要と今後の活動計画について、守秘義務や依頼者のプライバシーに配慮しつつ、一般の者が理解しやすい簡潔なものとすることが適当である。

活動の実績評価

で把握した活動状況をもとに、登録後の環境保全活動や研さん活動を適切に評価するための仕組みを検討することが必要と考えられる。

このため、登録更新の際に、活動実績報告書の提出状況及びそれをもとにした環境保全活動や研さん活動の実績評価を勘案することにより、活動の促進を図るとともに、登録を受けたにもかかわらず活動を行う意思を有していない者に対しては更新を行わないという仕組みを検討することが必要である。ただし、当面は毎年の活動状況の把握・提供による普及・広報の充実等を重視し、活動を証明する書類の添付を求めることや、活動実績を精査する評価の導入については引き続き検討が必要である。

また、活動実績報告書をもとに、優良な活動事例を取り上げて積極的に公表することで、環境カウンセラー活動の促進を図ったり他の環境カウンセラーや地域で活動する者への波及効果をもたらすようにすることを検討することも必要である。

(4) 活動のための資質・能力等を向上させるための仕組みの構築

より効果的な研修の実施

活動のための資質・能力等を向上させるために、従来から環境省の主催による研修が実施されてきたが、多様な環境カウンセラーの研修ニーズに合わせた効果の高い研修となるよう、現行の全ての環境カウンセラーが一律に研修を受講する方式を改め、新規登録者向け研修と、新規登録者向け研修を修了した環境カウンセラーのための専門研修とに分けて行うよう改善する必要がある。

このため、まず、新規に登録された環境カウンセラーは、環境カウンセラーとしての活動を円滑に開始できるよう、新規登録後の出来るだけ早い時期に、環境省が実施する新規登録者向け研修を必ず受けることが必要である。この研修では、制度の趣旨の周知徹底や、地域での活動や市民団体との協働のための手法の解説、既に積極的に活動を行っている環境カウンセラーの事例紹介等を行うことが考えられる。

また、新規登録者向け研修を修了した環境カウンセラーについては、環境カウンセラーの多様なニーズやレベルに応じた資質・能力の向上を図るため、環境省の専門研修に限らず地方自治体や民間団体等が開催する研修等への参加や調査・研究等を自ら行うことも重要である。このため、その受講状況等研さん活動の実績を、前述の活動実績報告書に記載・報告させることにより、その促進を図るとともに、研さん状況を把握することが必要である。中でも、地球環境基金事業により環境事業団が主催しているコーディネーター育成等の研修については、積極的な情報提供等、環境カウンセラーが参加しやすい条件整備を行うことが必要である。

環境省が行う専門研修の内容については、環境カウンセラーのニーズを考慮し、最新情報の提供や事例研究等を盛り込むとともに、より専門的な知識を得るための研修や環境教育の指導方法等についての実習も検討するなど、きめ細かいものとする必要がある。また、コーディネーターやリーダー等として地域との連携や自主的な活動を推進するために必要な資質の向上を図る研修の検討も必要である。さらに、これらの研修の場では、講師として、特に高い専門知識を持った環境カウンセラーを活用したり、他の環境カウンセラーとの交流の機会を設けることも考慮する必要がある。

ただし専門研修については、前述のように環境カウンセラーのニーズにあった、あくまでも個々の環境カウンセラーの資質・能力等の向上に資するものとする必要があることから、専門研修の受講については、研修の受講を更新要件としている現行の制度を改善することが必要である。

なお、環境省が行うそれぞれの研修の開催にあたっては、地方調査官事務所を活用して研修の開催地及び回数の増加を図り、参加しやすく地域性にも配慮した研修とすることが必要である。

情報の積極的な提供・交流の仕組みの構築

環境カウンセラーの活動の質を向上させるためには、環境行政についての最新情報や環境カウンセラーの活動事例等を環境カウンセラーが容易に入手できる条件整備が必要であると考えられる。

このため、環境カウンセラーのホームページやメーリングリストの活用、機関紙やメールマガジンの発行、研修等の機会を通じて、環境行政に係る最新情報や環境カウンセラーの先進事例、成功事例等を積極的に提供するよう努めることが必要である。

また、環境カウンセラー同士が交流し、活動を行う際の課題や先進的な事例について情報交換を行うことは、活動の拡大や向上に有効であることから、研修やメーリングリスト、ホームページの掲示板等を活用し、そのような機会の拡充を検討することも必要である。

さらに、協(議)会を通じた情報の提供や、地方調査官事務所と地域の協(議)会及び関係自治体等との交流を図るための具体的方策を検討することも必要である。

(5) その他の事項

上記で述べてきた方策を全国各地で具体的に実施していくためには、全国9ヶ所の地方調査官事務所の組織・機能を有効に活用していくことが必要である。

また、個々の環境カウンセラーがそれぞれ活動を行うだけでなく、異なる専門分野の環境カウンセラーが連携することにより相乗効果が生まれる場合が多いことから、地域レベルのみならず全国レベルにおいても、協(議)会の活動の促進及び環境カウンセラー相互の連携の強化について、具体的な検討を進めていくことが必要である。

なお、登録や審査のあり方については、制度の根幹にかかわるものであるが、その見直しが必要であるとの意見が見られることもあり、環境カウンセラー登録制度が社会的ニーズに的確に応えられるものとなるよう、今後、引き続き検討することが必要である。

例えば、若い世代にも環境保全活動に熱意と知識のある人材が多くなってきていることに鑑み、大学等において環境に関する専門的な教育を修めたことやこどもエコクラブ等で自主的な環境保全活動を行った経験等を、環境カウンセラーの登録審査において考慮することなども今後の検討課題と考えられる。

5. おわりに

本報告においては、環境カウンセラー制度を推進するための具体的方策について取りまとめを行った。

これらの方策は、例えば、環境カウンセラーに対する理解の向上が活動の場・機会の拡大につながり、また、活動の場・機会の拡大による環境カウンセラー活動の顕在化が環境カウンセラーに対する理解を一層向上させるというように互いに関連し合い、そのひとつを欠くことは他の方策の効果を減じてしまうことにもなる。このため、ここに報告した方策の具体化に際しては、それぞれの方策をバランス良く、総合的に進めていくことが必要である。

また、環境省の施策に限ることなく、常に幅広い視野を持って他省庁や企業等と連携し、それらの行う施策や事業において、環境カウンセラーが有効に活用されるよう制度の推進を図っていくことも重要である。

なお、環境カウンセラー登録制度はその創設から7年を経過しようとしているが、その間、先に述べた問題点を抱えながらも、環境保全活動の活性化に大いに貢献してきた。このことは、自らの持てる知識と経験を社会に還元し、よりよい環境を創造しようとする全国の環境カウンセラーの熱意と努力の結果である。

本報告にある方策の具体化により、持続可能な社会の構築に向けて、環境カウンセラーの活動が一層拡大し、この有用な人材の力が遺憾なく発揮されることを願ってやまない。